

鹿沼市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鹿沼市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

鹿沼市内全域

(1) 現況

鹿沼市は、北西部の奥深い山々を源として、大芦川、荒井川、栗野川、思川、永野川が、日光方面からは黒川が南流していることから、水資源に恵まれ、良質な米や野菜を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、本市は首都圏内100キロメートルという立地条件を活かし、生鮮野菜の一大供給基地として各種農産物の生産をしているが、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。さらに、本市の約7割を占める林野地域に位置する西北部中山間地帯は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同項第3号に掲げる事業も推進することにより、農業用排水路及び生物多様性を適切に保全する。さらに、西北部中山間地帯においては、同項第2号に掲げる事業を推進し、平場地域との生産条件の格差を補正することにより、本市における多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	鹿沼市内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	鹿沼市内全域 (西北部中山間地帯)	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を促進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するにあたっては、これまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市、農業者団体等の関係者による推進組織に参画し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

（別に市対象農用地の基準に該当する地図を添付）

ア 対象地域

加蘇村・西大芦村・板荷村・栗野村・粕尾村・永野村・清洲村
南摩村(栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地については田 1/50 以上、1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満とする。

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地とする。（南摩村を除く）

(オ) 栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域

a 急傾斜農用地(田：1/20 以上、畑・草地：8 度以上) 及びこれと物理的に連担して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地(田：1/50 以上、畑・草地：8 度以上)

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者として鹿沼市長が認定するものは、次のいずれかに該当する者である。

- ア 年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している経営体
- イ 鹿沼市の平均経営規模以上経営体
- ウ 農業所得が百万円以上の経営体

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。